広島県訓令第二号

本庁
地方機関

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第二（第八条関係） 局長専決事項 （略） 課長専決事項 一―五十一　（略） 五十二　第二十二号から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号、第三十号及び第三十二号に掲げる事項のほか、歳出予算の執行 五十三　（略）	**別表第二**（第八条関係） 局長専決事項 （略） 課長専決事項 一―五十一　（略） 五十二　第二十二号から第二十四号まで、第二十六号、第二十八号及び第三十号に掲げる事項のほか、歳出予算の執行 五十三　（略）
別表第三（第八条関係） 局課の区分 （略） 総務局 （略） 人事課 （略） 一―十四　（略） 十五　地方機関における決裁規程の準則の決定 十六　地方機関における決裁規程の承認 十七―二十一　（略） 財産管理課 （略） 一　広島県指定管理者選定委員会の委員の任命 （略）	**別表第三**（第八条関係） 局課の区分 （略） 総務局 （略） 人事課 （略） 一―十四　（略） 十五―十九　（略） 行政経営管理課 （略） 一　広島県指定管理者選定委員会の委員の任命 二　地方機関における決裁規程の準則の決定 三　地方機関における決裁規程の承認 財産管理課 （略） （略）

（略）	（略）	（略）	（略）
健康福祉局	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
食品生活衛生課	（略）	（略）	（略）
医療介護基盤課	一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十九条第一項の規定による病院の期間を定めての閉鎖命令 二　前号に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第六（第十一条関係）

専決者	専決事項		
（略）	（略）	（略）	（略）
西部県税事務所長	一―三　（略） 四　（略） ㈠　（略） ㈡　証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第十条に規定する証紙代金収納計器使用状況報告書の受理 ㈢　（略）	一・二　（略） 三　㈠　（略） ㈡　証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第十条に規定する証紙代金収納計器使用状況報告書の受理	（略）
東部県税事務所長			

（略）	（略）	（略）	（略）
健康福祉局	（略）	（略）	（略）
医務課	一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十九条第一項の規定による病院の期間を定めての閉鎖命令 二　前号に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
食品生活衛生課	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第六（第十一条関係）

専決者	専決事項		
（略）	（略）	（略）	（略）
西部県税事務所長	一―三　（略） 四　（略） ㈠　（略） ㈡　証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第十条の規定により返納を受ける始動票札の受納及びその管理並びに同条に規定する証紙代金収納計器使用状況報告書の受理 ㈢　（略）	一・二　（略） 三　㈠　（略） ㈡　証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第十条の規定により返納を受ける始動票札の受納及びその管理	（略）
東部県税事務所長			

	西部保健所長及び東部保健所長	一―七　（略） 八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの ㈠―㈤　（略） 九　（略） 九の二　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第一条の四及び第十四条の四の規定による役員の変更の届出 九の三　麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十八号）第一条の四及び第六条の四の規定による保管設備の変更の届出 十―十六　（略）	西部保健所長	（略）
㈢　（略）	（略）	一　水道法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（㈠、㈡、㈤及び㈥については広島市及び呉市に係るものに限り、㈢及び㈣については呉市に係るものに限る。第三号において同じ。） ㈠―㈥　（略） 二・三　（略）	（略）

並びに同条に規定する証紙代金収納計器使用状況報告書の受理 ㈢　（略）	（略）	西部保健所長及び東部保健所長	（略）
	一―七　（略） 八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（西部保健所長にあつては呉市に係るもの、東部保健所長にあつては福山市に係るものに限る。） ㈠―㈤　（略） 九　（略） 十―十六　（略）	西部保健所長	（略）
	一　水道法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（㈠、㈡、㈤及び㈥については広島市及び呉市に係るものに限り、㈢及び㈣については呉市に係るものに限る。第四号において同じ。） ㈠―㈥　（略） 二・三　（略）	（略）	

附　則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。